

一般社団法人 横浜建設業協会

入会金及び会費納入に関する規程

(趣 旨)

第1条 一般社団法人横浜建設業協会の入会金及び会費の納入に関しては定款、及び入会及び退会に関する規程に定めるもののほか、本規程によるものとする。

(入会金)

第2条 本会に入会を承認された者は、一般社団法人横浜建設業協会入会及び退会に関する規程の定めるところにより入会金10万円を納めなければならない。

(会 費)

第3条 会員は各年度、会員会社の経営規模等評価結果通知書に記載された2年又は3年平均の完成工事高に応じて、別表に定める会費基準の年度会費を納入しなければならない。

2 年度会費の額は、毎年1月末日現在の経営規模等評価結果通知書に記載された完成工事高を調査し、認定するものとする。

3 会費の納入方法は次によるものとする。

(1) 会費は一事業年度を四期にわけ、各期毎にその期の始めに納入を求め、各期の最終月の末日を納入期限とする。

(2) 年度の途中から入会した会員は、入会を承認された翌月から会費を納入するものとし、その額は入会月に応じて按分した額とする。

(入会金及び会費の改定)

第4条 入会金及び会費の額の改定については、定款の定めるところにより総会で決定するものとする。

附 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成19年5月18日から施行し、平成19年4月1日より適用する。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和元年5月24日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

一般社団法人 横浜建設業協会
会 費 基 準

(平成31年4月1日改正)

ランク	完 工 高 別 (億円)	会 費 年 額 (円)
1	2億円未満	120,000 円
2	2億円以上 3億円未満	147,000 円
3	3億円以上 5億円未満	207,000 円
4	5億円以上 10億円未満	258,000 円
5	10億円以上 20億円未満	297,000 円
6	20億円以上 30億円未満	360,000 円
7	30億円以上 50億円未満	420,000 円
8	50億円以上 80億円未満	690,000 円
9	80億円以上	780,000 円